

刈払機による 労働災害を防ぐために

～草刈り作業を安全に～

長野労働基準監督署

1 はじめに

刈払機は、草刈り作業の効率化のため、農業や林業を中心に多く使用されています。

一方で、刈刃の反発、刈払機操作中の転倒、作業中の刈払機への過度の接近など、刈払機が関係する労働災害が全国で発生しています。

刈払機が関係する災害を防止するために、この動画を参考にしていただき、必要な対策を講じるようお願いします。



「職場のあんぜんサイト」より

2 災害事例

刈払機による災害事例 1

刈払機を使用して、草刈り作業を行っていたところ、刈払機の刈刃に草が詰まってしまったため、エンジンを停止せずに手で草を取り除いていたところ、回転し始めた刈刃に手指が接触し負傷。

【主な類似災害防止対策】

エンジンを停止させ、確実に刈刃が停止したことを確認した上で作業を行うようにしよう（充電（バッテリー）式の場合は、バッテリーを外す、コード式の場合はコードを抜くようにしましょう。）。

刈刃へ手指の接触による災害再現



※意図的に危険な状況を再現しています。
危険ですので絶対に真似しないでください。

※災害発生状況再現のため、周囲の安全確保を図った上で撮影しています。

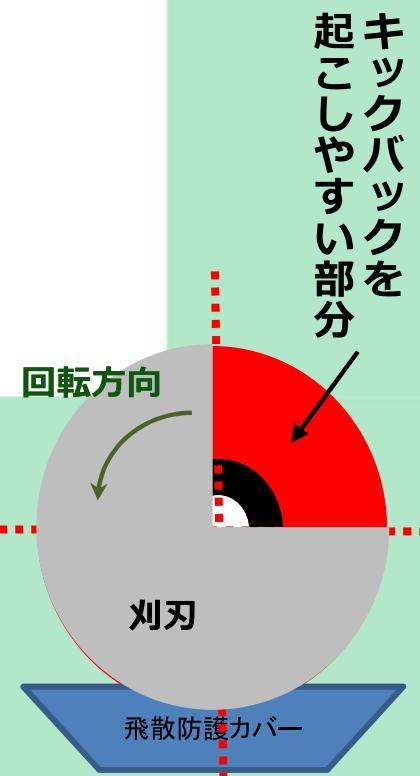
刈払機による災害事例 2

被災者は、傾斜約25度の斜面で刈払機を使用して、下りながら草刈り作業を行っていたところ、立木（直径約10cm）に刈払機の刈刃が当たり、キックバックとなり、右足に刈刃が接触し負傷。

【主な類似災害防止対策】

急傾斜地では、斜面の下方へ向つて刈り進まないようにしましょう。

また、刈払機の正面から右90°までの刈刃部分でキックバックが起こりやすいので、この部分を立木などに接触させないようにしましょう。



キックバックによる危険再現



※意図的に危険な状況を再現しています。
危険ですので絶対に真似しないでください。

※キックバック再現のため、周囲の安全確保を図った上で撮影しています。

刈払機による災害事例 3

複数の作業者が刈払機を使用して、草刈り作業を行っていた。

2名が接近して草刈り作業を行っていたところ、被災者の後方で作業していた作業者が前方に移動しようとしたところ、被災者の足に刈刃が接触し負傷。

【主な類似災害防止対策】

刈払機作業者から 5m以内を危険区域とし、この区域に他の者を立ち入らせないようにしましょう。なお、安全作業上は、他の作業者と15m以上離れて作業することが望ましいとされています。

刈刃接触による切創

※意図的に危険な状況を再現しています。
危険ですので絶対に真似しないでください。



※災害発生状況再現のため、周囲の安全確保を図った上で撮影しています。

刈刃接触による切創

※意図的に危険な状況を再現しています。
危険ですので絶対に真似しないでください。



※災害発生状況再現のため、周囲の安全確保を図った上で撮影しています。

3 戻払機の使用にあたり

刈払機は、製造事業者や機種、製造年などによって、スロットルレバーやエンジン停止スイッチなどが異なるので、あらかじめ取扱説明書を十分確認して、操作方法を熟知し、安全に作業を行うようにしましょう。

また、刈払機を使用する場合には、必要な保護具を着用するとともに、取扱説明書に基づき、使用開始前に各部の点検などを確実に行いましょう。



スロットルレバー

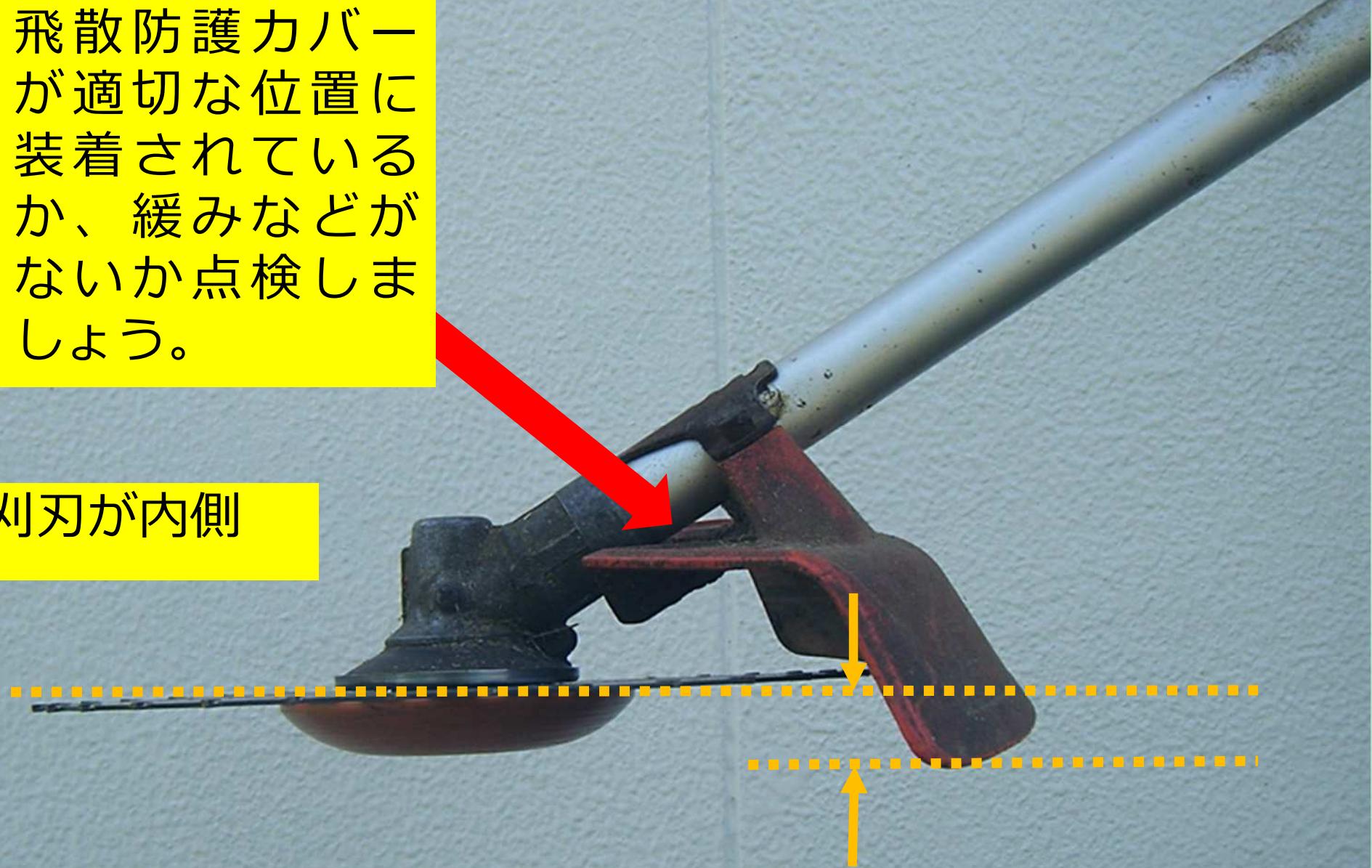


(参考) スロットルレバーやエンジン停止スイッチなどが異なる例



飛散防護カバーが適切な位置に装着されているか、緩みなどがないか点検しましょう。

刃刃が内側



刃刃が飛散防護カバーの内側になっているか確認しましょう。

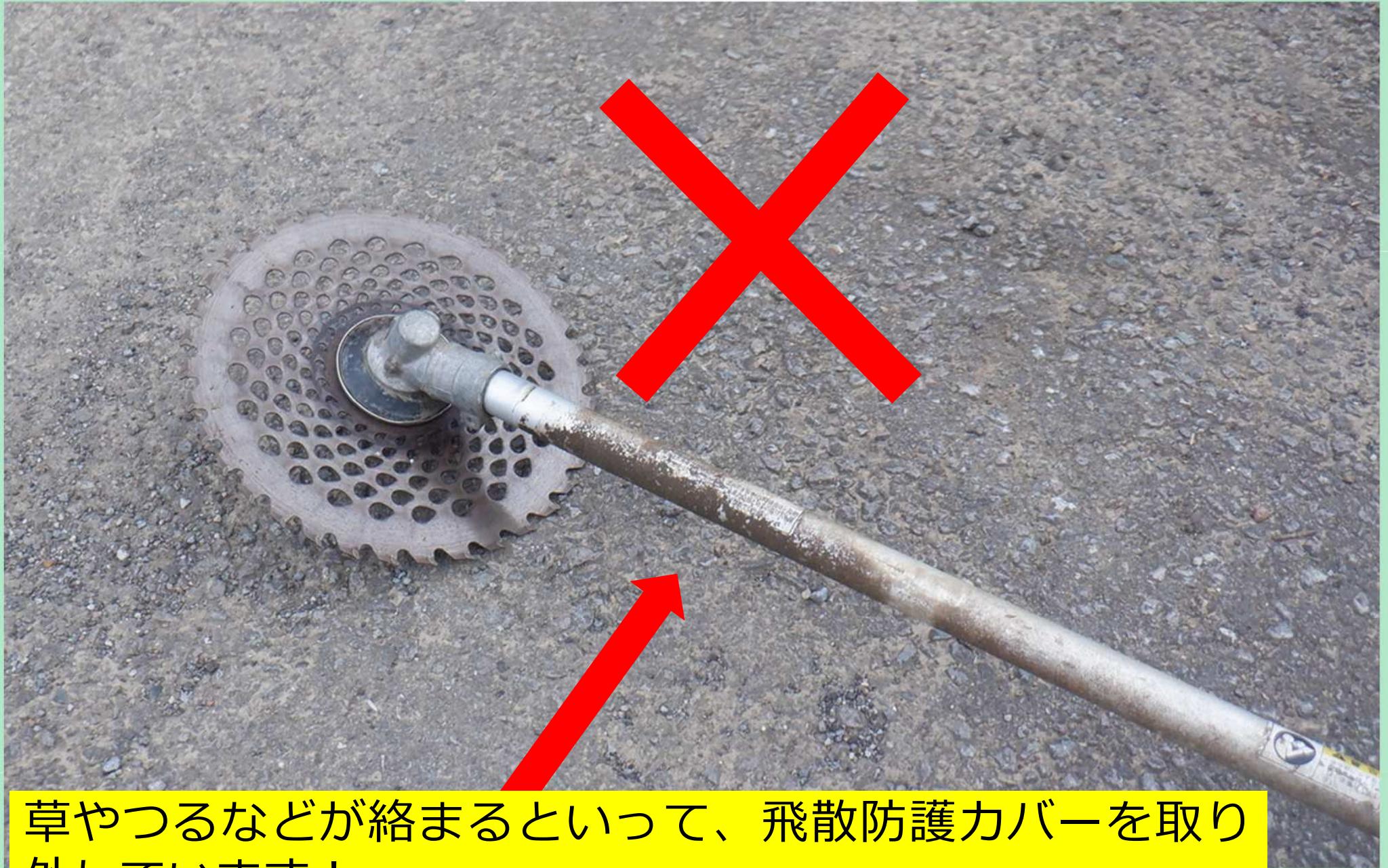
飛散防護カバーが
装着されています
が…





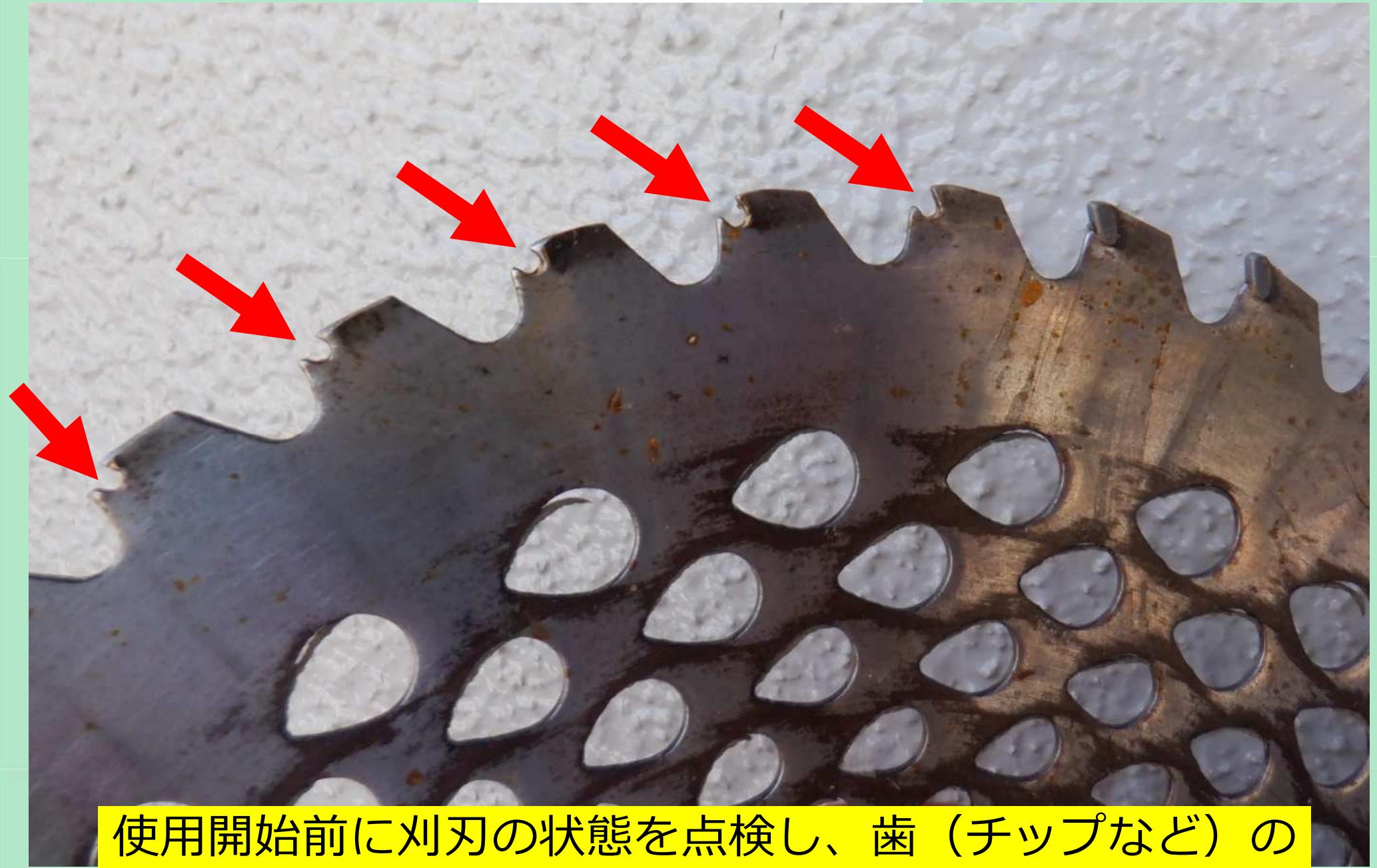
刃刃が外側

刃刃が飛散防護カバーの内側になつていません。
安全のため、飛散防護カバーの取り付け位置を調整
しましょう！



草やつるなどが絡まるといって、飛散防護カバーを取り外しています！

安全のため、飛散防護カバーを適切に装着しましょう！



使用開始前に刈刃の状態を点検し、歯（チップなど）の欠けなどの損傷や刈刃に変形がある場合は、使用せずに新しい刈刃などに交換しましょう。

刈払機が関係する労働災害を未然に防止するために、先に説明した事項以外に、

- ①作業手順、労働者の配置、合図の方法などの作業計画を策定
- ②その作業計画に基づき、事前に打合せを行うなどにより関係労働者に周知
- ③刈払機を使用する作業に従事する者に対して「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育※」を実施

などの取組を行いましょう。

※平成12年2月16日付け基発第66号に基づくもので、自ら教育を実施することが困難な事業者は、対象労働者に安全衛生団体などが実施する教育を受講させるよう示されています。

4 おわりに

刈払機が関係する労働災害の中には、先に紹介した事例のほかに、

- ・法面などの高所からの墜落、転落
- ・高温環境下による熱中症
- ・蜂さされによるアナフィラキシーショック

などが発生していることから、あらかじめ現場の環境に応じた対策を講じることが必要です。

また、振動障害を防止するための取組もお願いします。

刈払機を使用する関係者全員で「**安全衛生**」に関する取組を推進し、労働災害を未然に防止しましょう！

ご 安 全 に !



チューイ カン吉